

第 12 章

不 服 申 立 て
〔法第50条〕

第12章 不服申立て

法第50条

都市計画法

(不服申立て)

第50条 第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の規定に基づく処分若しくはこれに係る不作為（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第2条第2項に規定する不作為をいう。）又はこれらの規定に違反した者に対する第81条第1項の規定に基づく監督処分に不服がある者は、開発審査会に対して審査請求をすることができる。

2 開発審査会は、前項の規定による審査請求を受理した場合においては、審査請求を受理した日から2月以内に、裁決をしなければならない。

3 開発審査会は、前項の裁決を行なう場合においては、あらかじめ、審査請求人、処分庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。

第51条 第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第18条の規定は、前項に規定する処分につき、処分庁が誤って審査請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

(審査請求と訴訟との関係)

第52条 第50条第1項に規定する処分の取消しの訴え（前条第1項の規定により公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。）は、当該処分についての審査請求に対する開発審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

1. 不服申立て

(1) 不服申立ての種類

不服申立ては、行政庁の「処分」「不作為」「監督処分」について行うものにあつては「審査請求又は異議申立て」となっており、審査請求の裁決を経た後については、「再審査請求」となりますが、都市計画法においては、再審査請求をすることはできず、裁決を経た後、訴訟を提起することとなります。また、審査請求は、処分を行った行政庁（「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（「不作為庁」という。）以外の行政庁に対して行い、異議申立ては、処分庁又は不作為庁に対して行うこととなります。

(2) 処分についての審査請求等

「処分」とは、許可、認可等の行政処分その他、公権力の行使にあたる事実上の行為も含まれますが、異議申立てはできません。

① 次に掲げる処分についての不服申立ては、特に第三者による公正な判断が必要であること、専門的な知識を必要とすること、迅速な処理を要すること等の趣旨から、宮崎県開発審査会（宮崎県県土整備部建築住宅課）に対して、審査請求を行うことができるとされています。

よって、次のいずれかに掲げる処分をしたときは、宮崎県開発審査会に対し、処分した期日、内容及び経緯等が分かる資料を送付する必要があります。

- ア) 法第29条第1項又は第2項（開発行為の許可）の規定に基づく処分又は不作為
- イ) 法第35条の2（開発行為の変更の許可等）の規定に基づく処分又は不作為
- ウ) 法第41条第2項ただし書（形態制限の例外許可）の規定に基づく処分又は不作為
- エ) 法第42条第1項ただし書（予定建築物等の制限許可）の規定に基づく処分又は不作為
- オ) 法第43条第1項（市街化調整区域内の建築物等許可）の規定に基づく処分又は不作為
- カ) 上記のア～オに掲げる規定に違反した者に対する法第81条第1項の規定に基づく監督処分

② ①のア～オに掲げる処分以外の処分についての不服申立ては、開発許可権者（延岡市長）に対して異議申立てを行うこととなります（行政不服審査法第6条第1号）。例えば、次に掲げるものが該当します。

- ア) 法第37条第1号に規定する処分又は不作為
- イ) 法第45条に規定する承継の処分又は不作為
- ウ) 法第53条に規定する建築の処分又は不作為（所管：都市建設部都市計画課）

(3) 不作為についての不服申立て

「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分その他の公権力の行使にあたる行為を行うべきにも関わらず、これを行わないことをいいます。

行政庁の不作為のうち、(2)の①のア～オに掲げるものについては、当該不作為に係る処分その他の行為を申請した者は、処分庁（延岡市長）に対して異議申立てを行うか、宮崎県開発審査会に対して審査請求を行うか、いずれかを選択することができますとされています。

(4) 審査請求等の相手方と区分

審査請求等の相手方の区分については、

- ① (2)の①のア～カの処分については、宮崎県開発審査会に対する審査請求を行うことができます。
- ② (2)の①のア～カの不作為については、宮崎県開発審査会に対する審査請求を行うか処分庁（延岡市長）に対する異議申立てを行うかのどちらかを選択できます。
- ③ その他の処分又は不作為については、処分庁（延岡市長）に異議申立てを行うこととなります。

2. 手続

(1) 不服申立人

不服申立てをすることができるのは、法令に基づき行政庁が行う、特定の者を名あて人として、直接にこれに義務を課し、又はその権利を制限する処分により不利益と被る個人若しくは法人（当該処分の対象者はもちろんのこと、不利益を受ける第3者も含まれます。）及び不作為に係る処分その他の行為を申請した個人若しくは法人となっています。

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人が定められているときは、その名で不服申立てを行うことができます。

多数人が共同して不服申立てをしようとするときは、3人を超えない範囲で総代を互選することができ、共同不服申立人が総代を互選しない場合に、審査庁（異議申立てにあつては、処分庁又は不作為庁）が必要と認めるときは、総代の互選を命じることができます。

また、代理人によっても不服申立てができ、代理人は、各自、不服申立人のために、不服申立てに関する一切の行為をすることができます。ただし、不服申立ての取下げは特別の委任を受け

た場合に限ってすることができます。

(2) 書面

都市計画法に関する不服申立ては書面を提出してしなければなりません。不服申立書は、異議申立ての場合は1通、それ以外の場合は正副2通の提出が必要です。

① 処分についての審査請求書には、次の事項を記載しなければなりません。

- ア) 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- イ) 審査請求に係る処分
- ウ) 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- エ) 審査請求の趣旨及び理由
- オ) 処分庁の教示の有無及びその内容
- カ) 審査請求の年月日
- キ) 審査請求人が次に掲げるものときは、それに対応する者の住所及び氏名
 - ア) 法人のとき・・・・・・・・・・代表者
 - イ) 法人でない社団又は財団のとき・・・・・・代表者又は管理人
 - ウ) 総代を互選したとき・・・・・・・・・・総代
 - エ) 代理人によって審査請求をするとき・・・・・・代理人
- ク) 審査請求人の押印

② 不作為についての異議申立書又は審査請求書には、次の事項を記載しなければなりません。

- ア) 異議申立人又は審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- イ) 当該不作為に係る処分その他の行為についての申請の内容及び年月日
- ウ) 異議申立て又は審査請求の年月日
- エ) 審査請求人が次に掲げるものときは、それに対応する者の住所及び氏名
 - ア) 法人のとき・・・・・・・・・・代表者
 - イ) 法人でない社団又は財団のとき・・・・・・代表者又は管理人
 - ウ) 総代を互選したとき・・・・・・・・・・総代
 - エ) 代理人によって審査請求をするとき・・・・・・代理人
- オ) 審査請求人の押印

③ 審査請求又は異議申立てが不適法であって補正するものであるときには、審査庁は相当の期間を定めて補正を命じなければならないとされています。

(3) 審査請求と裁決

① 請求期限

処分についての審査請求は、天災その他審査請求をしなかったことについてやむを得ない理由があるときを除いて、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行わなければなりません。

天災等によりやむを得ない理由があった場合、その理由がやんだ日の翌日から1週間以内に届け出なければならず、また、その際も正当な理由があったときを除いて、処分があったことを知った日の翌日から1年を経過したときは行うことができません。

請求書を郵送することもでき、その際の審査請求期間の計算については、郵送に要した日数は算入しません。

不作為に係る審査請求については、期限の定めがありません。この場合は、特に処分の期限を定めていない本法の規定から、不作為に該当するか否かの判断を必要とします。

② 弁明書及び反論書

ア) 弁明書

審査庁は、審査請求を受理した場合、審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しを処分庁に送付し、相当の期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めることができ、処分庁から、弁明書の提出があったときは、審査請求の全部を容認すべきときを除いて、その副本を審査請求人に送付しなければならないこととなっています。

イ) 反論書

審査請求人は、弁明書の副本の送付を受けた場合、これに対する反論書を提出することができますが、審査庁が反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければなりません。

③ 審理

法第29条第1項又は第2項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書又は第43条第1項に関する処分又は不作為に関する審査請求の裁決を行う場合、開発審査会は、あらかじめ、審査請求人、処分庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければなりません。

その他の場合には、審査請求の審理は原則として書面によって行われますが、請求人又は参加人（審査庁の許可を得れば、補佐人とともに出頭することができます。）の申立てがあった場合には、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければなりません。

利害関係人は、審査庁の許可を得れば、参加人として当該審査請求に参加することができ、審査庁が必要と認めるときは、利害関係人に、参加人として当該審査請求に参加を求めることができることとされています。

審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができますが、審査庁が提出すべき期間を定めたときはその期間内に提出しなければなりません。

審査庁は、審査請求人又は参加人の申立て又は職権で、相当と認める者に、参考人として知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、また物件の提出又は留置、必要な場所の検証などを行うことができ、必要と認めれば、その庁の職員に、請求人及び参考人の意見の陳述を聞かせたり、現場の検証を行わせたりできます。

④ 裁決

開発審査会は、審査請求を受理した場合、審査請求を受理した日から2ヶ月以内に裁決をしなければならないこととなっていますが、その他の審査庁については、期限の規定はありません。

ア) 処分についての審査請求の裁決は、次のとおりとなっています。

- a) 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるときなど不適法であるときは、裁決で請求を却下します。（不適法であるときは、受理前にその旨説得することが望ましい。）
- b) 審査請求に理由がないときは、裁決で請求を却下します。
- c) 処分（事実行為を除く。）についての審査請求に理由があるときは、裁決で、当該処分の全部又は一部を取消します。
- d) 事実行為についての審査請求に理由があるときは、審査庁は、処分庁に対し当該事実行為の全部又は一部を撤回すべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言します。
- e) 前c又はdの場合、審査庁が処分庁の上級行政庁であるとき、審査庁は、裁決で当該処分を変更し、又は処分庁に対し当該事実行為を変更すべきことを命ずるとともに、裁決でその旨を宣言することができます。ただし、請求人の不利益となる変更はできません。
- f) 処分が違法又は不当であるが、これを取消し撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及びその他一切の事情を考慮したうえ、処分を取消し又は撤廃することが公共の福祉に適

合しないとみとめるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができます。

この場合、審査庁は、裁決で当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければなりません。

イ) 不作為についての審査請求の裁決は、審査庁が次のとおり行います。

a) 審査請求が不適當であるときは、裁決で却下します。

b) 審査請求に理由がないときは、裁決で棄却します。

c) 審査請求に理由があるときは、不作為庁に対しすみやかに申請に対する何らかの行為をすべきことを命ずるとともに、裁決でその旨を宣言します。

⑤ 異議申立てと決定

不作為についての異議申立てがあったときは、不作為庁が次のとおり行います。

ア) 不作為についての異議申立てが不適當であるときは、決定で当該異議申立てを却下します。

イ) 前アの場合を除いて、不作為について異議申立てがあった日の翌日から起算して20日以内に申請に対して何らかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示さなければなりません。

3. 再審査請求

開発審査会の裁決に不服のある者は、県知事に対して審査請求をすることができます。

再審査請求は、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内になければなりません。

4. 審査請求と訴訟

法第50条第1項に規定する処分の取消しの訴訟は、その処分に係る審査請求について宮崎県開発審査会の裁決を経た後でなければ提訴することはできません。上記以外の処分の取消しの訴訟は宮崎県開発審査会の裁決は要しません。

なお、法第51条の規定によって、公害等調整委員会に裁定を申請することができる事項に関する訴訟についても、宮崎県開発審査会の裁決を要しません。

5. 不服申立ての特例

法第29条第1項、第2項、第35条の2、第42条第1項ただし書、第43条第1項の規定による許可、不許可の処分に関し、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関する事項を理由として行われる不服申立てについては、その理由の当否の判断については、これら鉱業等に関する調整の専門機関である公害等調整委員会が行うことが適當であると考えられるので、同委員会に対して裁定の申請をすることができるかとされています。

具体的には、例えば市街化調整区域内において鉱業権者から法第34条第2号に該当するとして開発許可申請があり、鉱物資源の有効利用上その必要がないとして不許可処分となった場合に、当該鉱業を営むについて必要不可欠であるとして審査請求を行う場合などが考えられます。